

# 国保制度改善強化全国大会

と き 平成 23 年 12 月 1 日 (木) 午後 1 時 30 分

ところ 日比谷公会堂 (東京都千代田区)

主

国民健康保険中央会

都道府県国保連合会

全国知事会

全国都道府県議会議長会

催

全国市長会

全国市議会議長会

全国町村会

全国町村議会議長会

全国国保組合協会

## 大会スローガン

- 一、 医療保険制度の一本化を早期に実現すること。
  
- 一、 社会保障と税の一体改革の推進にあたっては、これまでの国保財政基盤強化策を恒久化するとともに、国庫負担の拡充・強化を行うこと。
  
- 一、 国保制度及び高齢者医療制度の見直しにあたっては、地方自治体の意見を十分に尊重し万全の措置を講じること。
  
- 一、 特定健診・保健指導の円滑な実施のため、保健師等の人材確保と財政措置を講じるとともに、実施率等による加算・減算措置を撤廃すること。
  
- 一、 医師確保等対策を強力に推進し、地域医療体制の充実強化を図ること。
  
- 一、 被保険者資格の適用適正化を推進するため、資格喪失情報の届出を義務化すること。
  
- 一、 国民健康保険組合の健全な運営を確保すること。

# 国保制度改善強化全国大会開催要領

- I 大会名称 国保制度改善強化全国大会
- II 開催日時及び会場
- 1 日 時 平23成年12月1日(木) 午後1時30分開会
  - 2 会 場 日比谷公会堂
- III 参加者 国民健康保険の保険者、被保険者及び関係者
- IV 主催者 国民健康保険中央会、都道府県国民健康保険団体連合会、全国知事会、  
全国都道府県議会議長会、全国市長会、全国市議会議長会、全国町村会、  
全国町村議会議長会、全国国民健康保険組合協会
- V 大会次第
- 1 開会の辞 全国市長会代表
  - 2 主催者挨拶 国民健康保険中央会会長
  - 3 大会宣言 全国町村会代表
  - 4 来賓挨拶 厚生労働大臣、総務大臣、与党代表、野党代表
  - 5 議 事
- (1) 議長団選出 国民健康保険中央会代表、全国市長会代表、全国市議会議長会代表、  
全国町村会代表、全国町村議会議長会代表

- (2) 議長団代表挨拶 国民健康保険中央会代表
  - (3) 決議文発表 全国町村議会議長会代表
  - (4) 特別決議文発表 被災地市町村長代表
- 6 閉会の辞 全国市議会議長会代表

## VI 大会の運営

### 1 大会役員

- (1) 役員は、主催団体の役員をもってこれにあてる。
- (2) 役員は、大会の執行にあたるとともに、協議に参加する。
- (3) 大会の正・副会長は、国民健康保険中央会の正・副会長をもってこれにあてる。

### 2 大会運営委員

- (1) 大会の準備、運営及び議決事項の処理を行うため、大会運営委員会を設ける。
- (2) 大会運営委員会の委員は、国民健康保険中央会主管部長、都道府県国民健康保険団体連合会事務局長、自治関係団体等主管部長をもって構成する。
- (3) 委員会には、互選により正・副委員長を置く。
- (4) 委員会は、国民健康保険中央会理事長が招集する。

### 3 大会事務局

本大会の事務は、主催団体がこれにあたり、事務局を国民健康保険中央会に置く。

## VII 陳情運動

### 1 国会、政党及び政府関係者への代表陳情

- (1) 参加者 各都道府県保険者代表 1 名及び各都道府県国民健康保険団体連合会事務局 1 名
- (2) 陳情班 ①厚生労働省班 ②総務省班 ③民主党班 ④自由民主党班  
⑤衆議院第一議員会館A班 ⑥衆議院第一議員会館B班  
⑦衆議院第二議員会館A班 ⑧衆議院第二議員会館B班  
⑨参議院議員会館A班 ⑩参議院議員会館B班
- (3) 報告会 代表陳情終了後、陳情結果報告会を衆議院第一議員会館地下食堂にて開催する。

### 2 地元選出国會議員への陳情

- (1) 各都道府県ごとに当該都道府県選出国會議員への陳情を行う。
- (2) この陳情は、各都道府県ごとに実施する。

### 3 陳情班の行動

- (1) 厚生労働省班、総務省班、民主党班……………バス1号車
- (2) 自由民主党班、衆議院第一議員会館A班及びB班 ……………バス2号車
- (3) 衆議院第二議員会館A班及びB班、参議院議員会館A班及びB班 ……………バス3号車
- (4) 地元陳情班(行き先・衆議院第2議員会館)
  - ①北海道、東北地区 ……………バス4号車
  - ②関東甲信静地区 ……………バス5号車
  - ③東海北陸、中国地区 ……………バス6号車
  - ④近畿地区、四国地区 ……………バス7号車
  - ⑤九州地区 ……………バス8号車

VIII 平成23年度大会役員・運営委員

- 大会会長 岡崎 誠也〔国民健康保険中央会会長(高知県高知市長)〕
- 大会副会長 荒木 泰臣〔国民健康保険中央会副会長(熊本県嘉島町長)〕
- 大会役員 山田 啓二〔全国知事会長(京都府知事)〕
- 山本 教和〔全国都道府県議会議長会会長(三重県議会議長)〕
- 森 民夫〔全国市長会会長(新潟県長岡市長)〕
- 関谷 博〔全国市議会議長会会長(山口県下関市議会議長)〕
- 藤原 忠彦〔全国町村会会長(長野県川上村長)〕
- 高橋 正〔全国町村議会議長会会長(群馬県榛東村議会議長)〕
- 阿部 正俊〔全国国民健康保険組合協会会長〕
- 大会運営委員長 稲津 健一〔福井県国民健康保険団体連合会事務局長〕
- 大会運営副委員長 清水 洋史〔北海道国民健康保険団体連合会事務局長〕
- 登壇者 衆・参両院議員(ご本人)
- 各主催者団体代表者及び大会運営正・副委員長
- 国民健康保険中央会役員

## 宣 言

国民健康保険は制度創設以来、我が国の国民皆保険体制の中核を担い、地域医療の確保や地域住民の健康の保持増進に貢献してきた。しかしながら、中高年齢者を多く抱え医療費の増嵩年々著しく、一方では景気悪化の影響や低所得者層の増加などにより被保険者の負担能力も低下し、保険料（税）の収納率は国民皆保険達成以来過去最低を更新するなど、国保制度が抱える構造的な問題は抜本的な改革がなされないまま、極めて厳しい状況が続いている。このため、市町村においては、依然として一般会計から国保特別会計への多額の繰り入れを余儀なくされ、市町村財政逼迫の大きな要因となっている。

このため国においては、国民皆保険体制の堅持のため、制度間の不均衡を是正し給付の平等と負担の公平に向け、我々が長年主張してきた医療保険制度の一本化を早急に実現すべきである。

今年六月に成案を得た社会保障と税の一体改革の推進にあたっては、これまでの国保財政基盤強化策を恒久化するとともに、併せて国保財政の安定化のため国庫負担の拡充・強化を行うべきである。

なお、抜本的な改革がなされるまでの間は、国保制度及び高齢者医療制度の見直しにあたっては、地方自治体の意見を十分に尊重し、地域の実情に応じた万全の措置を講じるべきである。

また、特定健診・特定保健指導の円滑な実施のため、保健師等必要な人材確保と地域の実態に即した十分な財政措置を講じるとともに、加算・減算措置を撤廃すべきである。

一方、地域においては、医師不足や診療科の偏在により必要な医療の確保に困難を極めていることから、地域住民の医療不安を招かぬよう医師や看護師等の医療従事者の確保対策を強力に推進し、地域医療体制の充実・強化を図るべきである。

そして、国民皆保険体制発足以来の懸案である被用者保険から市町村国保への被保険者資格喪失情報の届出を義務化し、被保険者資格の適用適正化を推進すべきである。

我々国保関係者は、ここに「国保制度改善強化全国大会」を開催し、組織の総意を結集して、本大会の決議の実現に向け、断固邁進することを誓うものである。

右 宣言する。

平成二十三年十二月一日

国保制度改善強化全国大会

## 決 議

本日ここに、全国の国民健康保険関係者が一堂に会し、国民健康保険が直面する諸問題の改善を期して、国保制度改善強化全国大会を開催し、慎重審議した結果、次のとおり満場一致これを採択した。

国は、国民健康保険制度の現状を踏まえ、次の事項を必ず実現されるよう本大会の総意をもって強く要望する。

### 記

- 一、医療保険制度の一本化を早期に実現すること。
- 一、社会保障と税の一体改革の推進にあたっては、これまでの国保財政基盤強化策を恒久化するとともに、国庫負担の拡充・強化を行うこと。
- 一、国保制度及び高齢者医療制度の見直しにあたっては、地方自治体の意見を十分に尊重し万全の措置を講じること。
- 一、特定健診・保健指導の円滑な実施のため、保健師等の人材確保と財政措置を講じるとともに、実施率等による加算・減算措置を撤廃すること。
- 一、医師確保等対策を強力に推進し、地域医療体制の充実強化を図ること。
- 一、被保険者資格の適用適正化を推進するため、資格喪失情報の届出を義務化すること。
- 一、国民健康保険組合の健全な運営を確保すること。

右 決議する。

平成二十三年十二月一日

国保制度改善強化全国大会

## 東日本大震災に関する特別決議

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震とそれに伴う大津波は、東日本各地を襲い甚大な被害をもたらした。特に、岩手・宮城・福島の三県沿岸部を中心に多数の死傷者や行方不明者を出し、今なお瓦礫の山が高く積みまれ、生々しい爪あとが残っている。

更には、東京電力福島第一原子力発電所の事故により、放射性物質が漏洩し広範囲にわたり避難指示が出され、住民が県外への集団避難を余儀なくされる町村もあるなど、誠に憂慮すべき事態となっている。

被災地においては、復興への道を少しずつ歩み始めているが、被災者の困難な生活は長期化することが必至であり、生活環境の変化や精神的な不安などから健康への影響も懸念され、国保保険者の財政運営も経済再建の遅れから非常に危惧されるところである。

また、国保診療施設は、これまで地域住民の健康の保持増進に大きな役割を果たしてきたが、未曾有の震災により壊滅的な被害を受け、従来から問題となっている医師不足と相まって、被災地における医師の確保と保険者への財政支援は喫緊の最重要課題である。

政府並びに国会は、被災者が住み慣れた土地で安心して暮らしていくため、また、国保保険者が安定した財政運営を図るために、左記事項を全力で実現されるよう、強く要請する。

### 記

- 一、被災した保険者が安定した国保運営を図るため、十分な財政措置を長期的に講ずること。
- 一、東日本大震災で被災した国保診療施設の復興・再生のために、十分な財政措置を講ずること。
- 一、被災地の医師確保対策を強力に推進し、将来においても医師不足とならないよう、社会全体で支える仕組みを構築すること。

右 決議する。

平成二十三年十二月一日

国保制度改善強化全国大会